

公益社団法人鳥取県医師会長
一般社団法人鳥取県東部医師会長
公益社団法人鳥取県中部医師会長
公益社団法人鳥取県西部医師会長
各病院長

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

改正感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等発生時における流行初期医療確保措置の
基準について（通知）

日頃、本県の感染症対策の推進に御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等の発生時における医療提供体制（入院、外来、在宅療養等）を迅速かつ適確に構築するため、令和4年12月の感染症法の改正により医療措置協定制度が創設されました。（令和6年4月1日施行）

当該医療措置協定に基づき流行初期に講じる医療確保に要する経費について、減収補填措置の対象となる医療機関（病院又は診療所）の措置の基準を下表のとおり定めますので、御承知いただきますとともに、関係者への周知に御協力くださるようお願いいたします。

（担当）感染症対策局感染症対策課 加賀田 電話：0857-26-7153

記

区分	流行初期医療確保措置の基準
病床確保	① 発生の公表後、知事からの要請により、原則1週間以内に措置を実施すること ② 感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を10床以上確保し継続して対応できること ③ 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと
発熱外来	① 発生の公表後、知事からの要請により、原則1週間以内に措置を実施すること ② 流行初期から、病院においては1日あたり10人以上、診療所においては1日あたり5人以上の発熱患者を診察できる体制を構築していること

※1）流行初期：新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表が行われた月から改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第1項に規定する政令で定める期間

※2）減収補填措置：感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支援

※3）流行初期医療確保措置の基準：令和6年4月1日に施行される改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第1項及び改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第19条の7の規定に基づき、厚生労働省令に規定された基準を参酌して都道府県知事が定める基準